

「4.3.2 フレキシブルチューブ類の耐圧性能及び強度」の適用について

4.3.2 フレキシブルチューブ類の耐圧性能及び強度

(1) 外部の目視検査

→【全てのフレキシブルチューブ類に適用】

(2) 内部の目視検査及び非破壊検査

→【(3)(4)以外のフレキシブルチューブ類に適用】

(3) 液化石油ガス及び産業ガス用フレキシブルチューブ類の検査

→【液化石油ガス用・産業ガス用(制限あり)フレキシブルチューブ類に適用】

(4) ゴム製、樹脂製のフレキシブルチューブ類の検査

→【ゴム製・樹脂製のフレキシブルチューブ類に適用】

(5) 耐圧試験

→【(2)～(4)が適用できないフレキシブルチューブ類に適用】

したがって、検査の組み合わせは、次のとおり。

① (1) + (2)

② (1) + (3)

③ (1) + (4)

④ (1) + (5)